2　教育訓練給付の改正及び教育訓練支援給付金の創設

㈠　教育訓練給付の改正

一般被保険者又は一般被保険者であった者（以下「教育訓練給付対象者」という。）が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を受けている場合であって厚生労働省令で定める場合を含む。）において、支給要件期間が三年以上であるときに、当該教育訓練の受講のために支払った費用の額に一〇〇分の二〇以上一〇〇分の六〇以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額の教育訓練給付金を支給することとした。

ただし、当該教育訓練を開始した日前厚生労働省令で定める期間内に教育訓練給付金を受けたことがあるときは、教育訓練給付金は支給しないこととした。（第六〇条の二関係）

㈡　教育訓練支援給付金の創設

教育訓練給付対象者（教育訓練給付金の支給を受けたことがない者のうち、一般被保険者であった者であって、厚生労働省令で定めるものに限る。）であって、平成三一年三月三一日以前に厚生労働省令で定める教育訓練を開始したもののうち、当該教育訓練を開始した日における年齢が四五歳未満である者に対して、当該教育訓練を受けている日のうち失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、賃金日額に一〇〇分の五〇から一〇〇分の八〇までの範囲で厚生労働省令で定める率を乗じて得た金額に一〇〇分の五〇を乗じて得た額の教育訓練支援給付金を支給することとした。

ただし、基本手当が支給される期間及び給付制限等により基本手当を支給しないこととされる期間については、教育訓練支援給付金を支給しないこととした。（附則第一一条の二関係）

3　資料の提供等に関する規定の新設

行政庁は、関係行政機関又は公私の団体に対して、この法律の施行に関して必要な資料の提供その他の協力を求めることができることとした。（第七七条の二関係）

4　基本手当の支給に関する暫定措置

給付日数の延長に関する暫定措置等の期限を三年間（平成二九年三月三一日まで）延長することとした。（附則第四条、第五条第一項及び第一〇条関係）

5　育児休業給付金に関する暫定措置

育児休業給付金の額については、当分の間、被保険者が休業を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して一八〇日に達するまでの間に限り、被保険者が休業を開始した日に受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額に支給日数を乗じて得た額の一〇〇分の六七に相当する額に引き上げることとした。（附則第一二条関係）

6　施行期日

この法律は、平成二六年四月一日から施行することとした。ただし、4は公布の日から、2は平成二六年一〇月一日から施行することとした。

◇国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第一四号）（財務省）

1　国際開発協会の第一七次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、三、三四二億四、一〇四万円の範囲内において、出資することができることとした。（第二条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一三二号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三二号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　譲渡損失その他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産を加えることとした。（第七条の一三の二関係）

㈡　雑損控除の対象となる資産の損失の金額について、その資産が家屋等の使用又は期間の経過により減価するものである場合には、当該損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして譲渡所得の金額の計算をしたときにその資産の取得費とされる金額に相当する金額を基礎として計算することができることとした。（第七条の一三の四関係）

㈢　生命保険料控除の対象となる生命共済契約等の範囲に、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号に掲げる事業を行う協同組合連合会を加えることとした。（第七条の一五の一〇関係）

㈣　地震保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済に係る契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済に係る契約を加えることとした。（第七条の一五の一四関係）

㈤　株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる金額の範囲に、合併により被合併法人の新投資口予約権に代えて交付を受ける金銭の額を加えることとした。（附則第一八条関係）

㈥　東日本大震災に係る雑損控除額の特例について、対象となる資産の原状回復のための支出から除外される当該資産の損失金額相当部分の計算の基礎となる損失の金額を定めることとした。（附則第二四条関係）

㈦　法人税割の税率引下げに伴い、外国税額控除の限度額の計算方法等について所要の措置を講ずることとした。（第九条の七、第四八条の一三関係）

㈧　地方法人税の創設に伴い、外国税額控除の適用対象に、地方法人税を加える等所要の措置を講ずることとした。（第九条の七、第四八条の一三関係）

2　事業税

復興特別所得税の額について法人税の額から控除することとされることに伴い、付加価値割及び所得割の課税標準について、所要の措置を講ずることとした。（第二〇条の二の一二、第二一条の二関係）

3　地方消費税

地方消費税に係る徴収取扱費の支払について、次のとおり見直すこととした。

㈠　貨物割に係る徴収取扱費について、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額の一七分の一〇に相当する額に一〇〇分の〇・五〇を乗じて得た金額を国に支払うこととした。（第七二条の一七関係）

㈡　譲渡割に係る徴収取扱費について、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の一七分の一〇に相当する額に一〇〇分の〇・四五を乗じて得た金額を国に支払うこととした。（附則第六条の一一関係）

4　不動産取得税

㈠　社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる者の細目を定めることとした。（第三六条の七の二関係）

㈡　学校法人、社会福祉法人等が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる者の細目を定めることとした。（第三六条の八の二関係）

㈢　社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象資産の範囲に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する不動産を追加することとした。（第三六条の一〇関係）

㈣　全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき国土交通大臣から指名された建設主体が一定の新幹線鉄道の鉄道施設の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる建設線等の細目を定めることとした。（第三七条の九の一一関係）